

## 食品衛生・環境衛生対策

研究分担者	内田 勝彦（大分県東部保健所所長）
研究分担者	佐伯 圭吾（奈良県立医科大学医学部疫学予防医学講座教授）
研究協力者	岸本 剛（埼玉県衛生研究所副所長）
研究協力者	木村 直昭（大阪府健康医療部環境衛生課課長）
研究協力者	木村 秀嘉（東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課課長）
研究協力者	薩埵 真二（東京都南多摩保健所生活環境安全課課長）
研究協力者	砂川 富正（国立感染症研究所感染症疫学研究センター第2室室長）

### 研究要旨：

保健所の衛生・検査部門に詳しい関係者を招へいして、食品事業者自主管理の推進、広域・散発的な食中毒への対応、食品表示法への対応、民泊等の宿泊所の生活衛生管理、アレルギー・過敏症などの住宅環境衛生、流通の広域化・国際化や業態の多様化への対応、監視指導と育成支援、リスクコミュニケーション、試験・検査の役割分担と連携などについてフォーカスグループディスカッションを行った。

保健所には、広域食中毒への対応体制、新たな調理形態への対応、関係団体の育成支援、民泊等の新たな業態への対応、住宅環境対策、地方衛生研究所や民間検査機関との役割分担などの課題があることがわかった。

全国の保健所にアンケート調査を実施して現状を把握し、それぞれの課題について今後の保健所機能の方向性について検討する必要がある。

### A. 研究目的

地域保健体制は住民に身近なサービスを提供する市町村と、多くの技術職種をもち専門的な保健医療ニーズや対物保健を行う保健所が、時代の変遷に応じたそれぞれの役割を担ってきた。昨今、従前保健所で行っていた検査業務は主に地方衛生研究所が担い、一方で民泊や受動喫煙対策等に関する役割が保健所に加わることで、災害時における保健所業務の明確化、広域・散発的な食中毒への対応、食品表示法への対応など状況は大きく変化している。

その中で、「健康なまちづくり」の概念の下、食品衛生・環境衛生対策といった課題について、その土台である人材確保や連携、課題解決の共通の方法論としての情報の収集及び活用を進化させた地域保健の展開が求められている。

現在、地域保健現場においては、広域食中毒対策など、新たな課題への対応が求められており、これらに対し、保健所を含む地域資源がどのような役割分担や体制で取り組むべきか検討する必要がある。

また、アレルギー対策を含めた住宅環境衛生、環境保全、地球温暖化対策などは、保健所の組織、人員配置、地域性の違いなどから、保健所間の差が大きい取組と考えられ、オールジャパンにおける健康水準の確保向上のためには、一定の方向性を示す必要がある。

この方向性を具体的に示すものは地域保健法における「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下、基本指針）」であるが、本研究においては、保健所業務の現状を把握して分析し、地域保健における新たな課題に十分に対処するために保健所に求

められる役割について検討し、政策的提言を行うことを目的とする。

## B. 研究方法

本分担研究では、食品衛生・環境衛生対策分野についての論点を整理するため、フォーカスグループディスカッションを行い地域保健の推進に係る課題を抽出する。

2019年7月28日に、食品衛生対策、環境衛生対策、衛生上の試験及び検査について詳しい冒頭に記載の研究協力者を招へいしてフォーカスグループディスカッションを行った。

## C. 研究結果

### 1. 食品衛生・食品安全

#### 1) 事業者自主管理の推進

- ・HACCP導入において、中小零細事業者に対しては国などが作成した手引書に加えて、保健所の食品衛生監視員が作成したわかり易いツール等が必要となる。
- ・食品衛生協会などの業界団体との連携は非常に大事だが、加入率が低いと連携の実効性に乏しくなる。各団体は、会員以外の事業者へのHACCP導入支援に取り組むことも重要。

#### 2) 広域・散発的な食中毒への対応

- ・保健所の食品衛生監視員、衛生研究所等の検査機関、本庁、他自治体、国が情報を共有し集約しながら調整していくことが大事。
- ・保健所の食品衛生監視員はいかに細かい情報を漏れなく聞き、本庁がそれをどう集約していくかといった、関係機関の情報共有が非常に大事。(食品衛生法改正)
- ・国の大量調理施設管理マニュアルがクックチルドなど新たな提供形態に十分に

対応できていない。国がマニュアル改訂する、主管課長会で共有するなどが必要。

- ・食品衛生法改正でブロック(厚生局)単位に広域連携協議会ができたので、活用が望まれる。
- ・規制緩和と食品衛生確保とのバランスについては、少しずつ緩和の方向には進んではいるが難しい。

#### 3) 食品表示法への対応

- ・守備範囲が非常に広くなり他部門と協議会的な組織を作るなどの連携が必要。
- ・表示の指導は、経済的な損害を与える可能性もあり、リスク管理のため、いろいろなところの目で見ることが大事。
- ・食品衛生法部分は全ての保健所に権限があるが、JAS法部分は都道府県までといった権限の問題もある。

### 2. 生活衛生・環境衛生

#### 1) 民泊事業者による宿泊所の生活衛生管理

- ・旅館業法(簡易宿所)は保健所が所管しているが、住宅宿泊事業法の民泊については、保健所が所管している自治体もあれば、他部局(産業観光部局)が所管している自治体もある。
- ・住宅宿泊事業法を他部局が所管していても、同法5条の衛生の確保の部分は衛生部門が所管しており、講習会開催、ハンドブックの衛生部分執筆、立入検査などを実施している。
- ・衛生上の問題は少なく、利用者のマナー違反や周辺住民の拒否感といった問題が多い。
- ・特区民泊は、特区申請した自治体のみで実施されており、全国の9割が大阪府に集中している。

・大阪府域では違法民泊問題が深刻だったため、大阪府と大阪市が協力して撲滅チームを組織し、成果を上げた。

・民泊の課題として、国外決済（宿泊との認定が難しい）、未登録の海外仲介業者、海外在住外国人経営者への対応があり、法整備も含めた対策が必要と国に要望している。

## 2) アレルギー・過敏症など住宅環境衛生

・相談対応する環境衛生監視員に、化学物質やアレルギーも含めた住環境に関する指針を配布している。その中でヒートショックの事にも触れている。

・東京都でアレルギー情報ナビというポータルサイトを設置している。

・建材等への対策が進み、シックハウス等の相談件数はかなり減少した。現在多いのは、ネズミ、衛生害虫等という状況。

・化学物質過敏症では、近年、柔軟仕上げ剤などに入っている香り成分への過敏なども問題に。

・湿度とカビをどのような生活の工夫で改善していくかといったことはやってきたが、過敏症の症状そのものとなると対応できていない。ヒートショックも、温度管理の工夫といったことは取り組めないことはないが、これまでの取組とはイメージが異なる。

・ヒートショックや熱中症といった温度環境による健康障害について、今後も啓発が必要だが、室内温度等の調査研究について検討が必要。

## 3) その他

・住居衛生の普及・指導等の経験は、大規模災害時の避難所における衛生管理指導に活用可能。

・停電による長期断水（特に貯水槽がある共同住宅）後の停留水の衛生管理は課題。

・環境衛生関係業界の災害時協力体制構築や蚊媒介感染症対策としての蚊の調査なども必要。

・営業六法関係営業は更新がないため、新規申請件数が少ない都道府県型保健所では経験が乏しくなっている。

## 3. 産業構造・衛生環境の変化に適応した衛生監視業務

### 1) 流通の広域化・国際化、業態の多様化への対応

・現行法に規定のない新しい業態・サービスの衛生面に関する対応が必要になる可能性あり。

・ネット通販（有害物質含有家庭用品規制法）、グランピング、トレーラーハウス（旅館業法）、移動サウナ（公衆浴場法）、ライブハウス（興行場法）、ペインティング（美容師法）などへの対応。

・4Dシアターの顔への噴霧水、無縁仏の市町村による改葬、散骨への対応など新たな課題。

・現行法が追いついていない部分について、自治体間の情報交換による解決も必要か。

### 2) 監視指導から支援育成

・支援育成も必要だが、監視指導もバランスよく実施する必要あり。

・監視指導率は、現在も自治体間でばらつきが大きい可能性あり。（数%から100%）

・支援育成の手法も大事であり、支援できる監視員の育成が必要。

#### 4. 保健所のリスクコミュニケーション (住民への情報提供(公表)のあり方)

- ・保健所からリスクアセスメントを情報提供として出すことはあまりないのではないか。
- ・住民の健康不安が高まる状況(例えば原発事故時の食品安全など)では、全ての相談窓口が正確な情報を共有する必要があるが、保健所で答えられないものは本庁でなど交通整理も大事。
- ・学校保健との連携も重要との意見、調査研究もどのような情報提供をするかを念頭において実施することが望ましいとの意見があった。
- ・新たなリスクに対しては、相談を受ける保健所が相談できる先の確保が必要ではないか。

#### 5. 衛生上の試験及び検査(地方衛生研究所や民間の試験・検査機関との役割分担と連携)

- ・民間検査機関は、契約による依頼検査で、オーダーを明確に出した検査項目以外は実施しないが、行政検査は探索的に検査を実施していく。
- ・健康危機管理の観点からは検査の依頼と実施は同一機関が望ましいが、遺伝子検査など検査機能の高度化、機器の高額化から、検査機能は地方衛生研究所に集約化の方向にある。その際には保健所と地方衛生研究所とのコミュニケーションが重要。
- ・地方衛生研究所は、中核市保健所検査課から依頼検査(ウイルス検査)を受けられることがある。
- ・埼玉県では、広域集団感染の早期感知・原因究明を目的に、中核市を含む保健所と地方衛生研究所とで腸管出血性大腸菌感染症発生原因調査事業を実施している。保健所は統一様式の調査票で疫学調査を

実施し、地方衛生研究所はMLVA実施し情報を整理し還元する。

- ・感染症研究所や地方衛生研究所で疫学調査とMLVA情報の情報集約が進むと、特定農場の野菜が怪しいといった解析が可能となるが、食材自体から検出できない場合は保健所単独で処分や指導は難しい場合が多く、農林部局との連携でリスクを下げる方策を検討する必要がある。

#### D. 考察

結果をもとに、今後、食品衛生・環境衛生対策において推進されるべき方策を検討した。

検討内容は、基本指針への提言の形で表すこととした。指針への提言としては以下1～8のとおりである。

1. リスクコミュニケーションについては、実施するよう努めるとされているが、相談窓口としての保健所が相談できる先の確保や正確な最新情報の自治体内共有など情報提供体制の確保が必要である。
2. 生活環境の確保について、関係団体に対する指導及び助言が挙げられているが、保健所の機能として関係団体の支援育成も重要である。
3. 保健所の専門的かつ技術的業務の推進について、HACCP導入の推進を追加する必要がある。
4. 生活衛生対策について、旅館業・宿泊業の衛生管理対策、アレルギー・過敏症・ヒートショック等の住宅環境衛生、大規模災害に備えた生活衛生対策を追加する必要がある。
5. 食品安全対策について、地方衛生研究所との連携、広域連携協議会の活用、食品保健総合情報処理システム(食中毒調査支援システムの変更)を追加する必要がある。

6. 地方衛生研究所の機能強化について、保健所等と連携した疫学情報を含めた情報集約と還元を記載する必要がある。

7. 産業構造・衛生環境の変化に適応した衛生監視業務についての項目を新設し、流通の広域化・国際化、業態の多様化への対応、監視指導及び支援育成について記載する必要がある。

8. 地球温暖化における健康影響等についての項目を新設し、熱中症やヒートショックに関する普及啓発等について記載する必要がある。

#### **E. 結論**

食品衛生対策、環境衛生対策、衛生上の試験及び検査について、保健所には、広域食中毒への対応体制、新たな調理形態への対応、関係団体の育成支援、民泊等の新たな業態への対応、住宅環境対策、地方衛生研究所や民間検査機関との役割分担などの課題があることがわかった。

全国の保健所にアンケート調査を実施して現状を把握し、それぞれの課題について今後の保健所機能の方向性について検討する必要がある。

#### **F. 研究発表**

##### 1. 論文発表

特になし

##### 2. 学会発表

特になし

#### **G. 知的財産権の出願・登録状況**

##### 1. 特許取得

特になし

##### 2. 実用新案登録

特になし

##### 3. その他

特になし